

各 位

会社名 株式会社 関西アーバン銀行

代表者名 頭 取 北 幸二

(コード番号 8545 東証・大証第一部)

問合せ先 総務部長 里西 薫

電話番号 06-6281-7000 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成25年5月13日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成25年6月27日開催予定の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議すること並びに第一回甲種優先株主及び第二回甲種優先株主に対して会社法第325条及び第319条に従って当該定款の一部変更について提案することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当行は、平成25年3月29日付プレスリリース「自己株式(第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式)の取得・消却並びに第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」に記載のとおり、金融庁より平成25年3月8日に公布された、国内基準行に対する新しい自己資本比率規制に係る告示の改正「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号)」等の一部改正においてコア資本に算入できるとされている強制転換条項付優先株式を発行するため、以下の(1)及び(2)のとおり、新たな種類の株式である第一種優先株式に関する規定の整備その他所要の変更を行うものであります。

- (1) 当行の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加し、第一種優先株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加(変更案第6条)しようとするものであります。
- (2) 第一種優先株式に関する規定を追加し、あわせて所要の変更(変更案第 13 条乃至第 13 条の 4) を 行うものであります。

また、当行が、発行済の第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式の全てを自己株式取得の方法により取得し、これを消却することを条件として、平成25年7月25日をもって、第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式に関する規定の削除等所要の変更を行うため、附則(変更案附則第1条及び第2条)を設けるものであります。なお、かかる自己株式取得の詳細については、平成25年3月29日付プレスリリース「自己株式(第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式)の取得・消却並びに第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」、平成25年4月26日付プレスリリース「自己株式(第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式)の取得価額決定に関するお知らせ」及び「自己株式(第一回甲種優先株式)の取得・消却に関するお知らせ」にて公表しております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催日 定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日 (予定) 平成 25 年 6 月 27 日 (予定)

以 上

(下線は変更部分)

現行定款

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、147,000 万株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ、 普通株式は140,000万株、第一回甲種優 先株式は3,500万株、第二回甲種優先株式 は3,500万株とする。

第2章の2

(新設)

変 更 案

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、<u>237</u>,000 万株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ、 普通株式は<u>220</u>,000 万株、<u>第一種優先株</u> 式は10,000万株、第一回甲種優先株式は 3,500万株、第二回甲種優先株式は 3,500万株とする。

第2章の2

第13条 (第一種優先株式)

第一種優先株式の内容

当会社の発行する第一種優先株式の内容は、本条 第2項乃至第9項に定めるとおりとする。

② 第一種優先配当金

1. 第一種優先配当金の額

当会社は、定款に定める期末配当を行うとき は、第一種優先株式を有する株主(以下、「第 一種優先株主」という。)または第一種優先株 式の登録株式質権者(以下、「第一種優先登録 株式質権者」という。) に対し、普通株式を有 する株主(以下、「普通株主」という。) また は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登 録株式質権者」という。) に先立ち、1株当た り、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当 額に、第一種優先株式の発行に先立って取締役 会の決議によって定める配当年率(以下、「第 一種配当年率」という。) を乗じて算出した額 の金銭(以下、「第一種優先配当金」という。) を配当する。ただし、第一種配当年率は、変動 年率とし、LIBOR、TIBOR、スワップ レートその他有価証券の発行において一般に 用いられている金利指標に年6.00%を加え た率を上限とする。また、当該期末配当に係る 基準日の属する事業年度中の日を基準日とし て本条第3項に定める第一種優先中間配当金 の配当を行ったときは、当該第一種優先中間配 当金を控除した額とする。

2. 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主または 第一種優先登録株式質権者に対して配当する 剰余金の額が第一種優先配当金の額に達しな いときは、その不足額は翌事業年度以降に累積 しない。

| 現 | 行 | 定 | 款 |
|---|---|---|---|
| | | | |

変 更 案

3. 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

③ 第一種優先中間配当金

当会社は、定款に定める中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下、「第一種優先中間配当金」という。)を配当する。

④ 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先 株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普 通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一 種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当た りの払込金額相当額を踏まえて第一種優先株式 の発行に先立って取締役会の決議によって定め る額の金銭を支払う。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権 者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わ ない。

⑤ 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有 しない。ただし、法令に別段の定めがある場合は この限りでない。

⑥ 普通株式を対価とする取得請求権

第一種優先株主は、下記1.に定める取得を請求することができる期間中、当会社に対して、下記2.に定める財産を対価として自己の有する第一種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記2.に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

1.取得を請求することができる期間 取得を請求することができる期間(以下、「取 得請求期間」という。)は、第一種優先株式の

| 現行定款 | 変 更 案 | |
|------|-----------------------|--|
| | 発行に先立って取締役会の決議によって定め | |
| | <u> </u> | |
| | 2.取得と引換えに交付すべき財産 | |
| | 当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、 | |

当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を下記3.に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき

第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき 普通株式の数に1株に満たない端数があると きは、会社法第167条第3項に従ってこれを

<u>取扱う。</u> 3. 取得価額

取得価額は、当初、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法を定めることができるものとする。当会社は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(7) 金銭を対価とする取得条項

1. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記2.に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も本条第6項に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

2. 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式の 払込金額相当額を踏まえて第一種優先株式の 発行に先立って取締役会の決議によって定め る額の金銭を交付する。

⑧ 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場

変 更 案

合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得する のと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有 する第一種優先株式数に第一種優先株式1株当 たりの払込金額相当額を乗じた額を普通株式の 時価で除した数の普通株式を交付するものとす る。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき 普通株式の数に1株に満たない端数がある場合 には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

⑨ 株式の併合もしくは分割、または株式無償割当 て等

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、 第一種優先株式について株式の併合、分割または 無償割当ては行わない。

当会社は、第一種優先株主には募集株式の割当て を受ける権利または募集新株予約権の割当てを 受ける権利を与えない。

第13条 (第一回甲種優先株式) (条文省略)

② 第一回甲種優先配当金

当会社は、第37条第1項に定める剰余金の配 当を行うときは、第一回甲種優先株式を有する 株主(以下、「第一回甲種優先株主」という。) または第一回甲種優先株式の登録株式質権者 (以下、「第一回甲種優先登録株式質権者」と いう。)に対し、普通株式を有する株主(以下、 「普通株主」という。)または普通株式の登録 株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」と いう。) に先立ち、1株あたり、第一回甲種優 先株式の払込金額相当額またはそれに代わるも のとして発行に際して取締役会の決議で定める 金額に、それぞれの事業年度ごとに本項第1号 に定める年率(以下、「第一回甲種配当年率」 という。) を上限として、発行に際して取締役 会の決議で定める年率を乗じて算出した額(円 位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位 を四捨五入する。以下、「第一回甲種優先配当 金」という。)を配当する。ただし、当該事業 年度において本条第3項に定める第一回甲種優 先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一 回甲種優先中間配当金を控除した額とする。

1.~3. (条文省略)

③~⑦ (条文省略)

第13条<u>の2</u> (第二回甲種優先株式) (条文省略)

第 13 条<u>の 2</u> (第一回甲種優先株式) (現行どおり)

② 第一回甲種優先配当金

当会社は、第37条第1項に定める剰余金の配 当を行うときは、第一回甲種優先株式を有する 株主(以下、「第一回甲種優先株主」という。) または第一回甲種優先株式の登録株式質権者 (以下、「第一回甲種優先登録株式質権者」と いう。) に対し、普通株主または普通登録株式 質権者に先立ち、1株あたり、第一回甲種優先 株式の払込金額相当額またはそれに代わるもの として発行に際して取締役会の決議で定める金 額に、それぞれの事業年度ごとに本項第1号に 定める年率(以下、「第一回甲種配当年率」と いう。)を上限として、発行に際して取締役会 の決議で定める年率を乗じて算出した額(円位 未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を 四捨五入する。以下、「第一回甲種優先配当金」 という。) を配当する。ただし、当該事業年度 において本条第3項に定める第一回甲種優先中 間配当金の配当を行ったときは、当該第一回甲 種優先中間配当金を控除した額とする。

1.~3. (現行どおり) ③~⑦ (現行どおり)

第 13 条<u>の 3</u> (第二回甲種優先株式) (現行どおり)

| 現 | 行 | 定 | 款 |
|---|----|---|----|
| 元 | 11 | 疋 | 小人 |

変 更 案

第13条の3 (優先順位)

第一回甲種優先株式および第二回甲種優先株式 に係る優先配当金、優先中間配当金および残余 財産の分配における支払順位は同順位とする。

(新設)

第13条の4(優先順位)

第一種優先株式、第一回甲種優先株式および第二 回甲種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当 金および残余財産の分配における支払順位は同 順位とする。

附則

第1条 当会社が発行済の第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式の全てを自己株式取得の方法により取得し、これを消却することを条件として、平成25年7月25日をもって第13条の2乃至第13条の4の規定を削るものとし、かつ、同日をもって第6条を「当会社の発行可能株式総数は、210,000万株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式は200,000万株、第一種優先株式は10,000万株とする。」に変更するものとする。

第2条 本附則は、前条の効力が発生することを条件として、平成25年7月25日をもって削るものとする。

以 上